

第32代・33代 那覇市長  
城間 幹子市長  
退任あいさつ



市長

はたいぐすーよーちゅーうがなびら。

私、城間幹子は、11月15日の任期満了をもちまして、市長を退任いたします。

これまで、ご支援・ご協力を賜りました多くの皆様に、あらためて、真心からの感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私自身、長年の教育現場勤めから、学校教育部長・教育長・副市長、そして市長として市政運営に関わることができました。

市長在任中はキーワードとして、「平和・子ども・未来」「ひと つなぐ まち」を掲げて市政運営を担ってきました。二期8年の中で、市民の皆様には、いろいろな姿・可能性を見せていただきました。私たちの日々の生活の営みは「人と人・人と地域・人と企業をつなぐことで活気づく」と、私は思っています。

振り返ると、私の人生のテーマは「個と集団」のあり方に集約されていると感じます。これまでも私自身、自分は「人として生まれ人に関わり 人を育て 人に育てられる人間」であるところとらえていました。

また「自分・個」は、「他・社会」の集団とど

のように関わっていくかを問うなかで、「自分」も「他人」から見ると一人の「他」であり、「他」との関わりを大切にすることは、巡り巡って「自分」に戻ってくる。ということを経験の積み重ねの中で気づきました。このことは「ひと つなぐ まち」「人材こそすべてに共通する財産である」と標榜する私の考えの基本となるものです。そして前市政から引き継いだ「協働によるまちづくり」も、まさにそのことを体現する一つで、市民の皆様との協働で展開することができております。

私は、那覇市初の女性市長となり、100周年を迎えた年に市長として勤められたことは名誉なことであったと、ありがたく思っております。今年、市制施行101周年を迎えた「あけもどろのなは」「県都那覇市」「中核市那覇市」が、新しい市長のもとに、市民との協働によって、彩り豊かに紡がれて、平和で、安全・安心な社会を実現し、さらなる飛躍を遂げますよう、心から願っています。そして、市民のみなさまのご多幸を祈念申し上げます。

「笑顔 広がる元気なまち なは みんなでつなごう 市民力」大好きな言葉です。その実現に向かう県都那覇市をこれからも応援します。

たいへんお世話になりました。

城間 幹子



県内初!

ファミリーシップ登録を開始!

本市は、平成27年に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、翌年から「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。

これまで、パートナーシップにある二人を対象としていましたが、10月1日から、二人と同居する子どもをはじめ、近親者も家族として登録できる「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」制度へ拡充しました。本市では、今後も多様な家族の在り方を支援していきます。

届出要件

- 1 成年（18歳以上）であること。
- 2 那覇市民であること（※一方もしくは双方とも那覇市への転入を予定していること）。
- 3 双方にパートナーシップ登録を受ける意思があること。
- 4 配偶者がいないこと。
- 5 登録される方以外の方とパートナーシップにないこと。
- 6 パートナーシップにある二人が近親者でないこと（※三親等内の血族又は三親等内の直系姻族でないこと）。
- 7 ファミリーシップを登録する場合は、パートナーの一方の近親者で、同居する者であること。

交付される書類

- ・登録証明書
- ・登録証明カード



登録手続きの流れ

- 1 電話予約（届出の日時を決め、場所や必要書類を確認）
- 2 届出（必要書類を持参し、二人揃ってお越しください）
- 3 登録証明書等の交付（届出から約1週間後に、窓口にて「登録証明書」「登録証明カード」を交付します）

届出に必要な書類

- ・住民票の写し
- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ・本人確認ができるもの

Q&A

- Q. 戸籍上の性別が同じじゃないと、届出できないの？
- A. 異性同士であっても、一方または双方が多様な性を生きる方の場合には届出できます（事実婚は除く）。
- Q. 登録証明書に記載される名前は本名でなければいけない？
- A. 性別違和のほか、市長が必要と認める場合は、通称名を使用することができます。
- Q. ファミリーシップ登録の対象は、子どもだけ？
- A. 子どもだけではなく、二人と同居するご家族（三親等内）であれば登録できます。
- Q. 登録すると戸籍や住民票に記載されますか？
- A. 那覇市がその市政の中で運用するものであり、法律上の効果はないため、戸籍や住民票に登録が記載されることはありません。

詳しくはこちら▶

問 平和交流・男女参画課 ☎951-3203



広告

軍用地 売却ソリューション

買取 × 仲介

沖縄の軍用地を売りたい方へ

売却する前に、ご相談ください。

無料個別相談受付中



不動産ソリューション オロク商会株式会社

ご用は オロク オロク

https://oroku.co.jp/

オロク商会

検索

査定は 5分30秒から

0120-54-0606

<営業時間>9:00~17:30 土・日・祝営業中

